

議事日程（第4号）

平成24年6月13日（水）午後1時30分開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 嶋原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 菅野意美子君	8番 菅野正彦君	9番 黒沢敏雄君
10番 佐藤喜三郎君	11番 五十嵐謙吉君	12番 高野善兵衛君
13番 石河清君	14番 遠藤宗弘君	15番 齋藤博美君
16番 新関善三君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	齋藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願の審査結果報告

議案第33号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第2号 川俣町税条例の一部を改正する条例）

（質疑・討論・採決）

議案第34号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第3号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

（質疑・討論・採決）

議案第35号 専決処分の報告及びその承認について

- (専決第4号 平成23年度川俣町一般会計補正予算(第10号))  
(質疑・討論・採決)
- 議案第36号 専決処分の報告及びその承認について  
(専決第5号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号))(質疑・討論・採決)
- 議案第37号 専決処分の報告及びその承認について  
(専決第6号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算  
(第5号))(質疑・討論・採決)
- 議案第38号 専決処分の報告及びその承認について  
(専決第7号 平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第4号))(質疑・討論・採決)
- 議案第39号 専決処分の報告及びその承認について  
(専決第8号 平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予  
算(第3号))(質疑・討論・採決)
- 議案第40号 川俣町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
(質疑・討論・採決)
- 議案第41号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について(質疑・討論・採  
決)
- 議案第42号 平成24年度川俣町一般会計補正予算(第1号)(質疑・討論・採決)
- 追加日程
- 発議第17号 消費税増税をしないことを求める意見書  
所管事務調査について  
議員の派遣について

開議の宣告

議長（新関善三君） ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後 1 時 50 分）

議長（新関善三君） 日程第 1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 118 条の規定により、議長において 9 番議員 黒沢敏雄君、10 番議員 佐藤喜三郎君を指名いたします。

議長（新関善三君） 日程第 2，これより常任委員長からの請願審査の結果について、報告を行います。

産業建設常任委員長、報告願います。

産業建設常任委員長（黒沢敏雄君） 産業建設常任委員会より、請願の審査結果を発表いたします。

本委員会に付託された請願は、6 月 7 日及び 12 日に審査した結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告する。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
9	町道の認定に関する請願書	採 択	
10	町道認定に関する請願書	採 択	
11	町道の認定と整備改良に関する請願書（坊ノ入地内）	採 択	
12	町道認定の認定と整備改良に関する請願書（上ノ台地内）	採 択	
13	仲ノ内地内の道路補修・改良に関する請願書	採 択	
14	町道、反田・宮田線全線舗装に関する請願書	採 択	
15	町道認定及び整備に関する請願書（羽田鶴巻・三郷地内）	採 択	
16	本町根本地区内の生活道路の町道認定と改良に関する請願書	採 択	

以上であります。

議長（新関善三君） 請願第 9 号「町道認定に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、請願第9号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長(新関善三君) 請願第10号「町道認定に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、請願第10号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長(新関善三君) 請願第11号「町道の認定と整備改良に関する請願書(坊ノ入地内)」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、請願第11号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長(新関善三君) 請願第12号「町道の認定と整備改良に関する請願書(上ノ台地内)」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、請願第12号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長(新関善三君) 請願第13号「仲ノ内地内道路補修・改修に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、請願第13号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長(新関善三君) 請願第14号「町道、反田・宮田線全線舗装に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長

報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、請願第14号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長(新関善三君) 請願第15号「町道認定及び整備に関する請願書(羽田鶴巻・三郷地内)」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、請願第15号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長(新関善三君) 請願第16号「本町根本地区内の生活道路の町道認定と改良に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、請願第16号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長(新関善三君) 日程第3, 議案第33号「専決処分の報告及びその承認について(専決第2号 川俣町税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議長(新関善三君) 日程第4, 議案第34号「専決処分の報告及びその承認について(専決第3号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議長(新関善三君) 日程第5, 議案第35号「専決処分の報告及びその承認について(専決第4号 平成23年度川俣町一般会計補正予算(第10号))」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

2番(高橋道弘君) 3点ほどお伺いしますが、まず、専決補正予算というのは、効力日はいつなのかお尋ねしたいんですね。というのは、この例月出納検査の予算額を見ると、4月30日でみんな前の予算額書かれているのね。だから、3月31日かなこれ日付、ね、やったということになっているのこれね。ということは、3月30日でたぶん予算額は変わっているんでないかと私は思うんですけど、例月出納検査では、前の予算でやっているということは、どういうことなのかなと。だから、法律的に専決の効力日というのはいつなのかお聞きをしたいんです。そしたら、例月出納検査の表が間違っているのか。

それから、基本的な財政運営の考え方なんですけど、これずうっとね、古川町政になってからずうっと言われていることなんで、まだ反省をしていないんですけど、例えばこの専決の歳入、地方交付税、何と書かれているかというところ34億円と書かれている。交付税をもらったのね。そしてですよ、当初予算はじゃいくらだったのかと分かりますか、町長。24億円だったんですよ、交付税は。だから、10億円伸びたの、交付税がね。10億円伸びて、なおかつ今回の専決見ますとね、最初のほう、22ページ、財調に3億5,958万7,000円積みますと書かれている。それからですよ16ページでは、財調に繰り入れ戻します、1億4,700万円と書かれているんですよ。いいですか、これ足すと5億円になる。3月31日で財調に戻したのが5億円になる。そうすると、10億円に伸びた交付税ね、これご承知のとおり災害対策で国から来た分ですよ、全部ほとんど。伸びた分はほとんどそうです。災害対策で使ってくださいと、使ったでしょう、あるいは使ってくださいとよこしたわけでしょう。それを10億円来たのに、5億円しか使わなかったという

ことだね、これ。だから、5億円伸びているわけでしょう。だから、去年の3月31日の財調残高、今年の3月31日の財調残高、約5億円違うはずですよ。伸びているはずですよ。去年は9億円と言って今、14億7,000万円とこの前財政課長が言っているわけ。だから、せっかく地域が災害受けて大変だと言って、ホールボディカウンター買ってくれろとか、あるいは放射能検査器1家庭に1つはほしいとか、いろんな切実なる要求を議会を通して、あるいはいろんな会合を通して町当局に寄せられているにもかかわらず、これには応えないで貯金5億円増やすことに10億円来た金を使ったと、こういうことになっているわけです。これについては、反省の声があるのかどうか。私は、こういう財政運営は非常におかしいと思います。こういうことをやっていけば、国だって地方に予算なんか付けることないということになりますよ。町の財政の貯金を増やすだけだったら、何も災害対策に使っていないんじゃないですか。被災民のために使っていないんじゃないですか。こういうことじゃないですか。それを正しく証明しているんですよ、この専決補正予算は。補正予算交付税10億円増えたと、5億円は貯金しました。それで、みんなが要望していることはやりません。予算がないなどという理由はどこにもないじゃないですか、5億円も財調増やしておいて。今年は今で別に来ているんですよ、金。これ23年度の専決なんだから。こういう財政運営はおかしいでしょうということ、ずうっと私も指摘をしてきた。多くの同僚議員も指摘をしてきたわけですよ。ましてや今、未曾有の災害に追われて、多くの町民が不安と将来に対する絶望感の中で暮らしているときに、少しでもその地域の町民の心に寄り添った対策をすべきなのに、貯金を貯めて何の対策もしないと、そんな話はないじゃないですか。どうしてこういう結果になるのかお尋ねをしておきます。

それからですね、寄附採納報告ありましたよね。この中でですね、義援金が、3月22日、3月30日と入っているわけですよ。ところが、例月出納検査を見ると、歳計外現金は3月31日で0円だと書かれている。これ過日の臨時議会でも問題になった義援金は、歳計外現金で取り扱うべきでしょうと。一般会計に繰り入れたのは間違いでしょうと、22年度は。そのとおりですと答弁したわけですよ。そうすると、23年度の義援金はどこに行ったんですか、これ。どこに隠れているんですか、23年度の義援金は。また、同じく一般会計に入れて財調を増やすために使っているんですか、明確にご答弁ください。

議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問のまず、専決の効力はいつなのかというのと、例月出納検査との数字の関係のご質問でございますが、まず、専決の効力は、3月31日ということでございます。その例月出納検査との差でございますが、これ3月から5月末まで出納整理期間というのがございまして、その出納整理期間の中ではいろいろ事務的な誤りも含めて、それは調整することが可能というようなこととなっておりますので、そういった調整も含めたときの金額と例月出納の場合は現金の動きというのがございますので、その差があるのかなというふうに

思っております。また、

もう1つ、今回の専決処分の関係の地方交付税と財調の関係でございますけども、確かにご指摘のとおり、今回、当初に対してかなり10億円ぐらいの伸びがありますけども、まず、その中では震災復興特別交付税というのがありまして、それは3億7,767万1,000円でございますが、それは既に使った分に対する補てんということでございます。また、特別交付税そのものも当初で見えていたよりはかなり増えてはいるわけでございますが、それはこれまで町のほうに特に震災にかかって要した費用ということも含めて調査が来まして、いろいろ報告しているわけですが、ただ、その特別交付税については、どのぐらい歳入されるかというのは、なかなか決定されてきてからでないといけないところがございます。また、前年度の財調の関係でいきますと、前年度からの大体10億円ぐらい推移しているということもございましたので、今回はこんな結果に、結果としてはこういった結果になりまして、先ほどお話しございましたように、3月末現在では、財調としましては14億9,700万円ほどございましたが、ただ、当初予算の繰り入れとか、今後の歳出を見ますと、かなり10億円そのものは残って推移をするというわけではなくて、今後の中での歳出に充当するようなことになろうかと思っておりますので、以上で答弁いたします。

議長（新関善三君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 義援金について答弁いたします。

先に指摘がありまして、義援金につきましては一般財源ということで積んでおりましたが、いろいろご指摘がございまして、義援金ということで23年度分を24年度分に繰り越してございます。24年度につきましては、歳計外のほうに入れております。以上で答弁いたします。

議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

2番（高橋道弘君） あの質問したことに明確に答えていただきたいのね、時間の無駄だから。

まず、専決の効力日が3月31日で、間違っただのを直すのが出納閉鎖期間だなどと誰も質問をしてないわけ。私が言っているのは、例月出納検査の予算額がいいですか、一般会計4月30日現在、こう書かれているじゃないですか。75億8,545万円と。専決した結果は72億4,000万円、7万9,000円と明確になっているじゃないですか。だから、効力が3月31日だというのは、例月出納検査のここの金額はそれ直すべきでしょう、全部そうだけど。何を聞いているんですか。予算額が決まったのは3月31日なんだったら、例月出納検査の歳入の金額も歳出の総額の金額も専決補正の金額に合わせるべきじゃないですかと私は聞いているんです。だから、効力日はいつなんですかと。2か月あるのは、事務の間違いを直すためなどではないからね。出納閉鎖期間が2か月あるのは、事務で間違っただのを直す期間2か月設けているんですなど、そんな地方自治法上の規定はないじゃないですか。出納整理期間と書かれているだけです。間違ったら直せなんてどこにも

書かれていないですよ。そんなに財政執行したらおかしいじゃないですか。もう1回ちゃんと答えてください。どっちが正しいのかと。

それから、財調の話は、そんなこと言ってないでしょうだれも。10億円増えた金をなんで5億円積めるんですかと。あなたが答弁しているとおり、災害で使った金、災害対策に使いなさいと特別交付税も増えたわけでしょう。だから、その結果、10億円も増えたんでしょ交付税って。地方交付税、普通交付税が増えたわけではないでしょうに。振興交付税と特別交付税が増えただけでしょう。それは災害対策で来たんでしょ、10億円。その10億円来たにもかかわらず、財調に5億円増やせるということは、5億円分みんなのために金を使わなかったという証拠でしょうと私は言っているんですよ。町民のために、被災民のために使うべき5億円を使わないで、町の貯金5億円増やしただけじゃないですかと、この専決補正は。そういうことはおかしいでしょうということを私は前から言っているんですよ。だって、使うために国はよこしているんだからね、貯金して良いとよこした交付税なんて聞いたことないですよ、私は。後々のために財調を確保するんだの、そんなの関係ないですよ、震災に使いなさいとよこしているんだから。財調が減ることがあったって、増えることがあるなどということはありませんよ、この大震災時に。ということは、町がやるべきことをやっていないということじゃないですか。そして、財源がありませんと平気で1年間答弁してて、最後に来たら5億円財調増えましたというあほな話になるじゃないですか。そういう財政はおかしいでしょうということをずうっと言ってきたわけですよ。もう1回明確に言ってくださいよ。おかしいと思っているのか思っていないのか。ということは、今年だって同じことをやるということになっちゃうんですよ。今年だって同じ財政にしますよ、そういう認識だったらば。

それから、義援金の話ね、総務課長ね、23年度はだから一般財源に入れたんでしょ、今の話は。22年度の一般財源に入れたことが間違いだということにこの前臨時議会でやってですよ、山木屋の方々に配る義援金の原資がおかしいでしょうという話をして、今後は歳計外でやりますと明確に答弁したじゃないですか。答弁にしたにもかかわらず、23年度の決算閉めてやるときに、また、一般財源に入れましたと。じゃ、24年度どうやって一般財源から義援金に戻すんですか。認識がおかしいでしょうというの。なんで誤りを認めたくなくて、ちゃんと事務処理をしないんですか。そんなの地方公務員のいろはの問題を言っているわけですよ、私は。明確にもう1回言ってくださいちゃんと、反省すべきところは反省すべき。

議長（新関善三君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁いたします。

議員おっしゃるとおり、確かに間違っって一般財源のほうに入れてしまったことはお詫び申し上げたいと思います。義援金の給付ということで、歳計外現金のほうに4月になってから繰り入れをしております。

議長（新関善三君） 企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、1つ目は、例月出納検査の結果の金額と処分後の金額の差の関係でございますが、確かに専決の効力というのは3月末というようなことではございますけれども、ただ、先ほどもご説明申し上げましたが、出納整理期間の中では、確かに支払い分、債務が3月までに確定した分の支払いに充てるというのは1つありますけれども、ただ、その後のいろんな調整につきましては、3月31日の段階に戻って調整ができるというようなことで、これは明確に国、総務省の方の回答でなっておりますので、そういったことも含めて調整した結果、そのような形の差ができるものと考えられます。

あともう1つ、財調につきましては、確かに5億円何にも使わなかったというふうなお話でございますけれども、1つは、これは特別交付税の中で、1つは行政機能移転費用ということで、これは総務省令の中で、川俣の場合は2億6,000万円ですよというのが1つありまして、あともう1つは、危険区域等に準じた算定ということで5,227万2,000円がございますが、ただこの中身については、庁舎が被災したということとかに準じたものでございます。この分につきましては、例えば今後予定されるそういった庁舎の建設費とかに、そういった活用というの、それは可能ではないかと思っておりますので、この行政機能移転費用についての明確な積算ではなくて、これはあくまでも総務省令に基づく交付であるというふうなことでございます。以上で答弁といたします。（不規則発言あり）

議長（新関善三君） その細部にわたって答弁、質問にお答えするに時間が必要でございますので、ここで暫時休議いたします。（午後2時17分）

議長（新関善三君） 再開いたします。（午後2時31分）

議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

まず、平成23年度の予算額の関係でございますが、これは専決処分後の予算額のほうが正しいものでございます。

もう1つ、財調の5億円の関係でございますが、これは結果として特別交付税が見込みより多く入ったところでございますが、今後の庁舎の改築を含め、また、災害対策事業への活用について、考えてまいりたいと思っております。

以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 高橋道弘君。

2番（高橋道弘君） あのね、だから最初から素直にそう言えば良いのね。言っていることは単純なんだから、私の言っていることは、余計な回答は要らないんだと言うの。だからそうだとすれば、今後はそういうふうに例月出納検査の報告をしてくださいというのが1つ。

あとね、今ね予定よりいっぱい財調来た、あっ特別交付税来た、そんなのあり得ないですよ、見込額出すんだから。いったい予定外に5億円も10億円も来るんですか、交付税。そんなことないでしょう。積み立てていった金額請求して、それに対して国が査定をしてよこすだけの話じゃないですか。だから、予定より多く来たなどということはありませんよ、ほとんど。そんなの言ったら1,000万円か2,000万円の話ですよ通常で言ったら、平時で言ったら。それで、今の答弁もそうだけど、庁舎建築に使いますなんて、そんなばかな話はないじゃないですか。何のために国はよこしているんですか、庁舎造れとよこしているんですか。違うでしょう。被災民のために、被災地の皆さんが一日も早く復興できるようにということで、地方自治体には負担をかけないということで、すべての金をよこしているんじゃないですか。だったら、それは地域の復興のために、被災民の生活のために1円たりとも全部使うと、これが町当局の姿勢じゃないですか。これまで多くの議員がローテーション雇用の問題だ、ホールボディカウンターの問題だ、あるいは線量計の問題、質問していますよ。けども、これ10億円余計に来て、5億円も貯金するならば、全部今まで消化できている話ですよ。それだって、まだ貯金できますよ。だから、本当に切実な町民の声、地域の声に応えないで、町の貯金増やするような財政運用のあり方はおかしいでしょうということを私は指摘しているんですよ、最初の質問から。それを庁舎建築のために貯めておきますなんて、そんな本末転倒な話はないですよ。それは、庁舎建築は庁舎建築で、国なりそこと交渉しながら新たな財源を確保していくと。それは議会も町民も知恵を合わせて戦っていくと、国からちゃんと取ってくると。あるいは経費削減して浮かすところは浮かしながら庁舎建築の費用を作っていく。そのことがあるから、被災民のために復興のために使うべき金を、そのことがあるから使わないで貯金するんだなどというあほな財政運営はないんじゃないですかということを私は指摘したいから再三にわたって言っているの。だから、そういう財政運営はやめるということを言ってきたでしょう、これまでも。だったらば、ちゃんと町民のために、地域のために、復興のために、被災民の一日も早い安心、安全、未来に希望が持てる施策をきちんとやると、こういうことに使うんだという決意を是非町長から聞きたいんです、私は。

それからね、総務課長ね、一般財源に1回入れたものを落として、今度歳計外現金に入れまして、どうやったらできるんですか、財政処理上。これ私分からないんですよ。1回一般財源に入れたものを歳計外に出せるんですか、これ。だれかな会計管理者なのかなんだか分からないけど、法的には。これどうやったらできるのか教えてください。

議長（新関善三君） 答弁を求めます。町長。

町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

財政運営についての考え方の質問でありますので、私のほうから答弁させていただきますが、今回の5億円の増えている理由については、特別交付税を含めたことでの理由でございますけれども、その使い道については、今、議員お質しのと

おり、災害対策も含めて、これやっていくのは当然でありますので、今後そういったことも含めて考えていきたいということを1つ思っています。

更にまた、今、答弁申し上げましたが、役場庁舎の問題もございます。これは大変大きな問題でございます。これらの財源については、議員お質しのとおり、これは国のほうに改めて要望活動をしていくことで、これ今、調整をしているところなんでありまして、既に去年からこの要望はやっておりますけれども、なかなか決まらない状況であります。そんなことを考えての担当のほうからの答弁であったわけでありまして、しかし、現実的に今、この災害対策についてのいろんな対応については、取っている部分もありますし、今議会を通じても、まだ、この辺にいてないんじゃないかというような話も出されておりますので、そういったことも含めながら、今後の災害対策をしっかりと強化するための財源として使うことを含めて検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（新関善三君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

会計管理者と相談した結果、振替票で24年度に繰り越したということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。（不規則発言あり）入れたうえで振替票で繰り越したと。先ほどおっしゃったように、22年度についてはやってなかったということで、申し訳なかったということで答弁をしておりますが、23年度分は全部終わったうえで繰り越したと。（不規則発言あり）これは4月になってからの振替票を書いたものです。

議長（新関善三君） ほかに質問ございませんか。6番 菅野清一君。

6番（菅野清一君） 先ほど課長のほうから2億6,000万円ですか、庁舎建築に使えるやもしれないような話があって今、町長の答弁あったんですけど、特別交付税、一般交付税じゃないですよ、特別交付税災害対策で来たやつが、どうやって庁舎建築に回せるのか、財政運用上の根拠は何なんですか。そして、町長、これからはそういうことをしないとといったような話なんですけど、今のままでいくと、そういうのをどんどん貯金しながら、庁舎建築していくということは、確かに憲法94条で言う、自主立法権、自主財政権、自主行政権と3つの権利はありますが、特別交付税をそっちに充てるなどということは、財政運用上できるのかどうか、そのご認識についてお尋ねします。

議長（新関善三君） 企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問の中で、特別交付税の中の行政機能移転費用2億6,000万円のお話しと思えますけれども、これ川俣町だけでなく、何と云うんですかね、大震災による行政機能が失われているところに対する、あくまでもこれは積み上げではなくて総務省令による決まった数字ということで、2億6,000万円の算出になりました。例えば庁舎との兼ね合いでいきますと、庁舎建築の関係が今年から設計とか動いていますので、今後の中でははっきりと基金とかではご

ざいませんで、繰越し財源も含めて、あと充当する財源としての活用というふうなことで考えているところでございます。以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 6番。

6番（菅野清一君） だから、2億6,000万円というのは、川俣町にとってそんな小さな金額ではないわけだし、当初予算の説明の中でも、今までですよ、一度も全協にそういう説明はなかったですよ。先ほど同僚議員が出ているように、特別交付税に関しては、災害対策と限定しているはずなんですよ、国の制度仕組み見ても。だから、もし、それが可能とするならば、地方財政法の第何条に適用になって可能なのかお答えください。

議長（新関善三君） 企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問の財政法の条項でございますが、ちょっと条項までは把握しておりませんので、調べて後ほどご答弁申し上げます。

6番（菅野清一君） だから議長、後ほどっていつなのか、確認してください。

議長（新関善三君） 質問を継続しまして、その間に調べて。（不規則発言あり）

議長（新関善三君） 暫時休議いたします。 （午後2時42分）

議長（新関善三君） 再開いたします。 （午後3時01分）

議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問の関係法律でございますけれども、地方交付税法第15条第3項の中に特例が設けられる規定がございますので、それに基づきまして、総務省令ということで、平成23年12月9日に公布施行されたことによるものでございますが、これらの交付の趣旨に沿って災害対策等に活用してまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの答弁漏れと言いますか、その趣旨の関係についてご答弁申し上げます。

交付の趣旨の関係でございますが、これは災害対策ということのみでございまして、詳細は具体的に規制されておりません。そのために災害対策全般の活用も含めて活用してまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 答弁を的確にしてください。副町長。

副町長（永田嗣昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

特別交付税関係につきましては、いろいろ災害関係の部分に対して交付されているところではございますが、一般財源に入って来るといような形になっております。庁舎とか被災、災害関係、そういう部分については使えるような形になっておりますので、交付税の趣旨に沿った形で今後、使うといような形で考えております。

議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

6番（菅野清一君） これで最後だからお尋ねしますけど、だから、要は特交も交付金もそうですが、地方財政法の運用基準も考えないで、そういう答弁をするからこういうふうになるわけですよ、一般的に言えばですよ。だから、私は憲法94条の自主立法権、自主財政権を優先するのかと私は聞いたんです。そんなことできる訳ないでしょうが。したがって、特交に関しては特交の交付要綱に従ってやるしかないわけですよ。だから、そういう意味では庁舎建築ではなくて、仮庁舎は認められるようになってはいるはずですよ。そのようにこれからも適正に運用していくということを確認して間違いありませんか。

議長（新関善三君） 副町長。

副町長（永田嗣昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

特別交付税の趣旨に沿って対応していきたいと考えております。

議長（新関善三君） 4番 嶋原利光君。

4番（嶋原利光君） 今、特別交付税のやつ議論をしているんですが、これね、行政機能移転、正しく役場は全壊して今、機能しておりません。議会でも仮庁舎を早急に造るべきだと再三再四言っておりましたが、町の答弁はお金がありません。土地はありません。土地はあるでしょう、公民館の前と後ろに造れば良いんだと。金がありません、高額です。ありませんと昨日言いましたよね。これほど金があるんだから、町民も不自由、職員だって不自由な事務をしているわけですから、正しくこれは行政機能移転費用を使って仮庁舎を造るべきだと思うんですが。

議長（新関善三君） 副町長。

副町長（永田嗣昭君） 仮庁舎につきましては、昨日、一般質問のほうでお答えしましたとおり、現在、検討委員会等で検討を進めておりまして、その部分について考えておりますので、仮庁舎については建設しないというような形で考えております。

議長（新関善三君） 4番 嶋原利光君。

4番（嶋原利光君） 前段不明。検討委員会と言ったんですよね。これは新築の検討委員会だと思うんですが、それはそれで結構ですがね。やはりこれ災害全般に使うために来た交付税ですので、やはりですねお金はあるわけですから、災害のために使うためにやはり何が一番良いかということを検討してやるべきだと思いますが。

議長（新関善三君） 副町長。

副町長（永田嗣昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

繰り返しになってしまいますが、今現在、新庁舎建設の検討委員会等で進めておりまして、その部分については仮庁舎ではなくて本庁舎の建設について検討してまいりたいと考えております。ほかの部分につきましては、被災関係、先ほど特別交付税の関係もお話ししましたが、特別交付税については、被災関係について趣旨を考慮しながら検討してまいりたいと思います。

議長（新関善三君） 嶋原利光君。

4番（嶋原利光君） それではですね、議会からもかなりいろんな災害対策の町のほ

うに要求しているんですから、一つひとつ、こういうお金があるわけですから、解決していくということをお願いしたいと思います。残すばかりじゃなくて、災害に  
来た金なんだから、被災民のために使うということをひとつお願いします。

議長（新関善三君） 町長。

町長（古川道郎君） 特別交付税の関係でありますけれども、今、それぞれ答弁申し上げたようなことをですね、そういうことで考えてまいりたいと思っております。  
今、議員からのお質しは、昨日からもいろんな質問を受けておりますので、それ等々踏まえながら、この災害対策をしっかりとやっていけという意味で我々は聞いて  
おりますので、予算をしっかりと有効に使うということを肝に銘じながら対応してい  
く考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議長（新関善三君） 日程第6，議案第36号「専決処分の報告及びその承認につい  
て（専決第5号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」  
を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議長（新関善三君） 日程第7，議案第37号「専決処分の報告及びその承認につい

て（専決第6号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第5号））」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議長（新関善三君） 日程第8，議案第38号「専決処分の報告及びその承認について（専決第7号 平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

2番（高橋道弘君） 4月30日の例月出納検査の結果だと、予算額に対して600万円の増、それから3月30日だと収入済額は1億6,251万2,847円だと、こう書かれているんですね。今回の専決補正を見ますと、1億5,308万4,000円が正しいんだということになっているんですね。そうしますと、3月30日、1億6,200万円収入して、約900万円以上差があるんですね。これら原因はどこにあるんですか。専決補正の予算額よりも3月30日現在で900万円余計に収入を済んでいますということは、どこに原因があって、そして、最終的にこの1億5,300万円にどうやったら落ち着くのか、お聞かせをいただきたい。

議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。会計管理者。

会計管理者（佐藤修一君） ただいまの質問にお答えいたします。

後期高齢者医療につきましては、資金不足が生じておりまして、1億円ほど一般会計から一時運用をしております。その関係で1億円ほど収入が多くなりまして、5月に一時運用を戻入しております。以上、回答いたします。

議長（新関善三君） 会計室長。

会計管理者（佐藤修一君） すみません。ただいまの答弁で1億円と申しましたが、1,000万円の誤りでございます。失礼いたします。

議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議長(新関善三君) 日程第9, 議案第39号「専決処分の報告及びその承認について(専決第8号 平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号))」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

2番(高橋道弘君) これも確認したいんですけど、3月30日現在ではたぶん1億6,713万2,392円の収入済になっているはずなんですね。それに対して、3月31日で1億6,392万1,000円に超したということで、理由は、工事費が確定したからだうんぬんだと、こういうふうになっているんですけども、一般会計からの繰り入れというのは、ピタッとやっていたら本当は1円たりともピタッと合うと私は思うんですね。だって、工業団地会計というのは、土地の貸付収入と一般会計への繰り入れしかないわけですから、微妙にこの2万4,430円という金額が合わないんですね。なんで3月30日にそういうことになっていて、4,430万3,000円今回減額するのかなというのが、減額する意味は分かるんですよ。だけれども、現金の流れがなんで中途半端に合わないのかお聞きをしたいんです。

議長(新関善三君) 当局の答弁を求めます。産業課長。

産業課長(佐藤賢助君) ただいま調べますので、お時間をいただきたいと思います。

議長(新関善三君) ここで一時休議いたします。(午後3時25分)

議長(新関善三君) 再開いたします。(午後3時44分)

議長(新関善三君) 当局の答弁を求めます。産業課長。

産業課長(佐藤賢助君) 質問にお答えいたします。

1億6,700万円の内訳ということでございますが、財産収入が1,313万8,473円、それから使用料及び手数料が134万4,080円、それから繰入金が1億5,264万9,839円で、合計が1億6,713万2,392円になるものでございます。

議長(新関善三君) ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議長(新関善三君) 次に、日程第10, 議案第40号「川俣町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長(新関善三君) 日程第11, 議案第41号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（新関善三君） 日程第12，議案第42号「平成24年度川俣町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高野善兵衛君。

12番（高野善兵衛君） 高野です。確認の意味でちょっとお伺いします。

20ページの農業振興費ということで、21ページの農地等除染対策事業費が計上されているが、昨年からシャモ生産農家から強く要望されているシャモの運動場及び鶏舎の除染計画はどうなっているのかということをお聞きしたいと思っております。

議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

シャモの運動場につきましては、除染をやっていくということで考えております。

議長（新関善三君） 高野善兵衛君。

12番（高野善兵衛君） シャモの出荷する場合、シャモの緊急検査していると思いますが、どのように結果はなっておりますか。除染が遅れるということが影響はないかどうかということをお伺いします。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

県の緊急検査で検査を行っているところでございます。

議長（新関善三君） 検査結果は。産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

基準値超えのものはなかったという報告を受けております。

議長（新関善三君） 12番 高野善兵衛君。

12番（高野善兵衛君） それは汚染されていなかったという考えで良いんですか。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

そのとおりだと思います。そのとおりでございます。

議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。4番 嶋原利光君。

4番（嶋原利光君） 1件だけご質問させていただきます。

3月議会に教育委員会のこども教育課のほうで、学校管理業務委託料が計上されなかったんですが、今回もこれ計上されないようですが、検討するというような3月の議会でしたから、検討されたのかどうかご質問いたします。

議長（新関善三君） 教育次長。

教育次長（仲江康宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

平成24年度の当初予算の特別委員会開催の折にそのようなご質問がございまして、学校管理業務委託、いわゆる用務員の方の業務委託とスクールバス業務委託の金額の差、あとその結果に基づきましてもご指摘いただいておりますので、この間

の契約の方法、内容等につきまして、現在、資料を作成中でありまして、それらを併せまして検討させていただいて進めてまいりたいという考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（新関善三君） 4番 鳴原利光君。

4番（鳴原利光君） 今、前向きな検討をされているということで、非常に期待を持っているところでございます。なにせ同じ町に働いても、臨時職員との格差があまりにもあるというようなことでございますので、これからも前向きにひとつ早急に解決することをお願いしたいと思います。

議長（新関善三君） そのほかございませんか。5番 高橋道也君。

5番（高橋道也君） すみません。先ほどのシャモの運動場家屋の除染についてなんですけども、私が聞くところによりますと、6ベクレルくらいは出たという話を聞いております。それで、一応川俣町のシャモ肉のブランドを守るために、その出たシャモ820羽を処分したと、絶対出ないように処分したということを知っているんですが、それを役場のほうは把握していますか。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

鳥を処分したという報告は受けておりません。

5番（高橋道也君） あとはじゃ6ベクレル出た、さっき出ないと言ったよね。その6ベクレル出たということは知っているの。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 調べてまいりますので、しばらくお待ち下さい。

議長（新関善三君） 暫時休議いたします。 （午後3時58分）

議長（新関善三君） 再開いたします。 （午後4時12分）

議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

福島県の緊急時モニタリング検査の結果ということで、5月21日付で川俣町の鶏肉ということで6ベクレルのセシウムの検出ということで公表になっております。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

公社のほうの出荷体制では、測定値が出たものについて出荷しないような体制を取っているところでございます。よろしく申し上げます。

議長（新関善三君） その後の経過。

産業課長（佐藤賢助君） その後の出荷しないようにするというところでございまして、どういう方法ということにつきましては、分かっておらないところでございます。

議長（新関善三君） 高橋道也君。

5番（高橋道也君） 私が先ほど質問したのは、処分したということをおね、今、時間をかけて調べたんでしょう。そしたら、私はどういうふうに処分したんだかということまで聞いているわけだから、それは把握できないんですか。私が聞いたところによると、その農家の敷地内に埋めてしまったということをお聞いているんですよ。どういうことだと思ひます、これ。820羽ですよ。1羽2羽埋めたというならまだ分かります。820羽埋めたというのを聞ひています。私は。だから、それを役場が把握してひますかと聞ひたんですよ。私は。それに対しては全然今、時間をかけて調べたにもかかわらず、全然やってないわけでしょう。そういうことになれば、やはりあの処分の方法だっているんな問題が出てくると思うんです。公社というのは役場が出資してね、最大の出資者になって作っている公社でしょう。そしたら、それを役場が把握してないということは、どういうことなんですか。課長、公社の理事か何かになっているんでしょう。報告も何も受けてひないで、昨日、村上議員からねそのシャモのベクレルとか出たか出ないか聞かれてひるわけですよ。それで、昨日から今日にかけて午前中いっぱいあったにもかかわらず、その報告も答弁漏れもひまだ報告ないですよ。それで、こっちから何か言われなければ答えないという、その姿勢もどうかと思うんですよ、私。今日の冒頭に昨日の答弁漏れに対して答えますと言ひて答えるのが当然でしょう、それは。今日のことは別にしたってですよ。だから、その処分を聞ひているのかというか、私は本当にその農家に行ひて聞ひているわけですから。私、証拠がなく、ただ、噂で聞ひているわけではないんですよ。それで、質問しているわけですから、やっぱり答弁する方もちゃんともうちょっと真摯的に答えてください。だから、その処分したやつ、どういうふうな処分したのか。あとは、それがどういう影響するの、産廃ではないですけども、処分方法に問題はないのか、その辺のところを調べて答えてください。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答ひいたします。

確かに昨日一般質問でもござひまして、調査が遅れましてそういうことをしなかったことは、大変申し訳ござひませんでした。処分の方法については、承知しておりませんでした。これからですね、よく調査してまひりたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答ひいたします。

今日のうちということではなく、今後ですね調査してまひりたいということでお願ひしたいと思ひます。よく調査いたします。

議長（新関善三君） 質問者にお願ひなんですが、今日の日程では不可能だと思ひます。現地に行ったり、事情聴取するのは、後で報告をさせるように議長命で産業課長に指示しても差し支えござひませんか。（了解）

そのほか質疑ござひませんか。遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） 2～3点ちょっとお聞ひしたいんですが、補正予算の中で、

ホールボディカウンターの購入費が組まれているんですが、ホールボディカウンター買うのは良いんですが、今までの食物の測定器にしても何にしても、買うには買っても作動しないのでは何の意味もなさないで、これはちゃんと設置する場所やら、いつから作動できるようになっているのか、その辺のことについてお知らせ願いたいと思うわけです。

それから、災害廃棄物処理事業の問題なんですが、当初予算で倒壊家屋の解体工事費は取ってあるんですね。ところが、それはまだ1銭も使っていないわけでしょう。だから、当初予算全然使わないのに、更にまた補正予算で1億7,100万円必要になるというのは、私の常識ではちょっと考えられないんですね。当初予算全然手をつけていないで、当然、支出しなくちゃならない金が支出しないままに新たに補正を取るといのは、普通町の会計ではほとんどない話ですよ。当初予算使ったけども、足りないから補正をお願いするんだといのは私も何回もこれは経験あるわけですが、当初予算に全然手をつけていないのに、更に補正が必要だといのはどういうことなのか。なぜ当初予算、それも1年遅れで組んだ当初予算手もつけられない、こういう町の執行体制といのは何に原因があるのか、これはちゃんと議会の場で明確にお答え願いたいと思うわけでありませう。

それから、これは私も全く不勉強で分からないいのでお尋ねするんですが、学校管理費の中で管理用備品の購入費というのが今度出てきているんですね。あと管理保育用備品の購入費というのが出ているんですが、これは何に使われるのか。

それから、校舎等の施設修繕工事費が上げられているんですが、これはどこの修繕になるのかお知らせ願いたいと思うんです。

それから、これはどこの担当なのか分からないいんですが、保健体育費に含まれているから教育委員会なのかとは思いますが、スポーツ団体育成費として、日進市スポーツ交流会補助金が委託料として取られているんですが、補助金から委託料に変えたのはなぜなのか。それと、日進市という、私は非常に反発があるんですね。これは川俣の花火、放射線が高いから打ち上げられないということで、全国的に話題になった市ですよ。こういう花火の放射線でさえ恐ろしいと言っている市に、子どもたちをスポーツ交流だと言って、汚染しているからといじめられたりなんだりといふことは、絶対ないということが保障できるのかどうなのか。また、なぜ花火を打ち上げるのを阻止したところと新たな交流をしなくちゃならないのか。この交流が今後も続くのかどうなのか。その辺の問題についてお知らせ願いたいと思うわけでありませう。

議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ホールボディカウンターの設置場所等についての質問でございますが、現在、機器の導入の際の設置場所につきましては、町内の病院が設置を計画しまして、検討してきたところがございますので、その場所に設置をお願いすることで、現在、考えております。

次に、機器の稼働時期でございますけれども、補正予算の議決成立後には、年内の設置を目標に、今後、事務を進めてまいります。福島県や飯舘村、伊達市の購入の状況によりますと、納付期まで半年ほどかかるというふうに、そういう情勢になっておりますので、年内の設置を目標に今後、進めてまいります。

以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 町民税務課長。

町民税務課長（高橋良之君） 遠藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問は、災害等廃棄物処理事業につきまして、その進捗状況の遅延についてのご質問でございますが、この間、ご指摘のように、ただいま平成24年度予算で執行は、工事そのものは本日現在ございません。大変申し訳ございません。なお、この後の月曜日なんですけれども、入札を予定いたしております。入札の今、手続き中でございます。今、業者さんのほうには指名通知を差し上げ、そして、来週の月曜日には22件の解体を発注をするというふうな予定を立てております。その後ですね、設計が出来上がり次第、逐次早急に発注をいたしてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、手をつけない中での予算の今回の補正についてというご質問でございますけれども、これにつきましては、過日の議会のご指導などありまして、今回の補正予算となったことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。何はともあれ、災害廃棄物処理ということで、被災者の方の被害に早急に対応させていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（新関善三君） 町民税務課長。

町民税務課長（高橋良之君） 補足というか、追加で申し上げますが、いわゆる既に解体してものにつきましては、お客様に早急に解体費用お支払いできるように進めてまいりますので、併せて申し上げます。以上であります。

議長（新関善三君） 教育次長。

教育次長（仲江康宏君） ご質問にご答弁申し上げます。

補正予算における小中学校及び幼稚園における管理用備品購入費についてのお質しでございますが、23ページをお開きいただきたいと思います。23ページには、小学校費といたしまして管理用備品購入費が計上してございます。これは、小中学校、幼稚園と同様でございますが、昨年の震災によりまして、全国各地から多くの方々から幼稚園、各小中学校への図書の贈呈を受けてございまして、図書が増加してございますので、小学校では、各小学校へ書架2台ずつ整備するための備品購入費でございます。次のページ、25ページでございます。中学校費となりますが、同様に管理用備品購入費につきましては、書架2校掛ける2台ずつ整備するための予算29万5,000円を計上させていただいております。その下にまいりまして、校舎等施設修繕等工事費につきましては、川俣中学校体育館の照明器具が破損しておりますので、その修繕のために59万7,000円の補正額を計上させていただ

きました。また、その下の修繕料につきましては、川俣中プールのカートリッジフィルターが劣化してございますので、その取り替えにかかる修繕料24万2,000円を計上してございます。

なお、その下の幼稚園費管理保育用備品購入費につきましても、同様に各幼稚園5園へ、各1台ずつ書架を整備するための予算計上でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（新関善三君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（松本康宏君） 日進市とのスポーツ交流会の件でございますが、まず、補助金から委託料に変わったのはなぜかということでございますが、当事業は、一般の震災、原子力発電助事故に端を發します町と日進市との関わりの中からの事業ということでございましたので、スポ少への補助ということではなく、町が主体的になるような形の委託事業としてのほうが適当だろうという判断から、改めて委託料として計上をさせていただくということでございます。

それから、いじめられないか保障はできるのかというようなお話しでございましたが、これは日進市より当初、川俣町の子どもたちと日進市の子どもたちによる交流を行いたいという申し出がございました。滞在費のほうは日進市の方で負担をしたいということで始まりまして、スポ少の行事もあることから辞退のような趣旨のことも申し上げた経過がございましたが、再度日進市より強い要望により、スポ少本部と協議した結果、受けることとしたものでございます。日進市のほうに並々ならぬお詫びの気持ちを感じられまして、それでお受けすることになったわけでございますが、いじめられるというようなことはないというふうに確信をしております。なお、7月6日でございますが、日進市の教育委員会から教育部長、生涯学習課長が2人こちらに来まして、そちらの話をさせて詰めさせていただきたいというようなことで、来るような予定になってございます。

それから、今後も続くのかということでございますが、これにつきましては、今回の交流を下に、その後どうするかはまた協議し、あとスポ少本部、町といたしましてもその辺を考えていきたいというふうに思います。以上です。

議長（新関善三君） そのほかございませんか。遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） ホールボディカウンターね、確かに今から購入ということになれば、相当期間もかかるのは分かるんですが、期間がかかるからといってね、設置場所や稼働の体制をきちんと取っておかないと、各公民館に設置するなどといったって、これは実際に農産物の測定器は実際に稼働していないわけでしょう。公民館になんか設置されてないわけでしょう。だから、そういうことになったんでは意味をなさないの、やはりきちんとした体制を取ってもらう必要があるだろうというふうに思うんですね。だから、その辺のことが、これ考えられるのは、例えばホールボディカウンター購入費だけでしょう。こうなると今度は設置費がかかるとかなんかというのは、また、補正予算取ってとかなんとかということになったんでは、また大変なことになるので、そういうことがきちんと体制が早く整えられるよ

うな執行をまずお願いしたいということをおきたいと思います。

それから、倒壊家屋の解体工事請負費、解体の済んだところは早急に対応させていただきたいというんですが、早急ってね、これね、私も言いたくないんですがね、課長のはっきり言えばミスで、書かれてもない文書を勝手に読んでですよ、適用しませんということで1年遅れたんでしょう。それで、当初予算で予算を組んだらば、それいまだに解体した人に渡されていない。そして、次の議会でまた、新たな補正を取っているにもかかわらずですよ、当初予算を全然金も払ってないで、もう町民は業者にはちゃんと金を払っているんですよ。それも多額の人もいるんですよ。それをただね、執行しないでいて、今、次の議会、6月の議会になってから早急に対応させていただきますと言われてたってね、何を言っているんですかと。当初予算組んだときは、すぐにそれ払うという約束で議会との関係では成り立っているんですよ。なぜそういうことになるんですか。だから、これはね、普通一般的に考えれば、そんなこと許される内容じゃないと思いますよ。議会としてはちゃんと支払いなさいと言って予算までやって、解体した人は全部業者にも金を払って、本来ならば、あの解体の時点で金が入る金なんですよ。それをこの自己資金で解体をした人に対して、予算ちゃんと組んだにもかかわらず、支払いもしてない。こんなずさんな執行がなぜ行われるのかね、これは明確にしていきたいと思います。今になって早急に払いますなどと、何を言っているんだというふうに私は感じます。そういうこと、結局勝手な文書の解釈で1年も遅れたという反省が全然ないんですね。そういう反省があるならば、早急に予算組まれたら、すぐに払うということをするのが普通じゃないですか。これじゃね、議会やなんか出されたものに、いくら同意しても、いつ執行になるのか分からないというのがいっぱいあるわけですよ、今までも私も何件も指摘してますが、だから、その辺はなぜこういうこと起こるのか教えていただきたいと思うんです。

あとはね、これ日進市とのスポーツ交流というの、このお詫びのために川俣のスポ少を呼ぶんだと言いますがね、私は本当にそうなのというふうになるんですよ。花火が恐ろしいから川俣の花火を打ち上げられないんですと言った人たちがですよ、お詫びにと言うんだったら、向こうからお詫びを兼ねてこっちに来るんだというなら分かりますよね。お詫びするからあんたほうのスポーツ少年団、俺ほうの町に来らんしょというのはね、私は逆なんじゃないかと思うんですよ。恐らくこれ腹の中には、川俣は放射線が高いから行きたくない、こういう腹はあるんだと思いますよ。子どもも出したくない。だから、私は本当に大丈夫なんですかというふうに尋ねたいのは、それなんですよ。普通常識的にはそうでしょう。いろいろ花火上げないで本当に迷惑かけたから、お詫びを兼ねて子どもたち連れて私らお詫びに来ましたというんだったら、ああそうですかと理解しますよ。お詫びするから出て来らんしょというのは、腹の中そういうものがあるんですよ。これは口には出さないかもしれませんが、放射線やっぱりこれは怖いんですよ。親御さんたち、子どもをわざわざ川俣によこす必要ないんですよ、本当に。私もそう思います。だから、

そういうことで川俣から来てくれということなんでしょうが、まさか大変ですよ、子どもたちこれ日進市まで行くのには、バスで行ったとしても。こんなにこういう町との交流に子どもを使わなくちゃならないのかどうなのか、その辺のことについて再度お尋ねしたいと思います。

議長（新関善三君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤真寿夫君） ご質問に答弁いたします。

ホールボディカウンターの機器の運用体制につきましてのお尋ねですが、設置後につきましては、速やかに測定ができますように、今後対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。また、運搬費、据付費用につきましては、これらを含めた額で予算計上しておりますので、併せてご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

議長（新関善三君） 町民税務課長。

町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

遠藤議員のご質問、なぜそのような事態となったのかというふうなことについて説明せよということではありますが、ともかく被災者の方にご迷惑をおかけいたしている段、この場をお借りしてお詫びを申し上げます。その理由につきましては、多々ございますけれども、ともかく結果として議員ご指摘のような状態となっております。かかる状態を早急に脱すべく鋭意業務に邁進してまいる覚悟でございますので、なにとぞよろしく願います。

議長（新関善三君） 教育長。

教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

日進市の交流等につきましては、議員お質しのよう、教育委員会といたしましても、すっぱりと割り切れる気持ちで、これを受けようとしているものではございません。しかしながら、ご承知のとおり、日進市におきましては、この花火の問題で、これは町の商工会のほうの行事であったそうでございますけれども、これが非常に反響を呼びまして、川俣町の町民にとっても、我々にとっても大きな不名誉と言いますか、あるいはまた、怒りを覚えたことは事実でございます。しかし、直ちに町長さんはじめ、関係者の皆様が本町の古川町長を訪ね、こころからお詫びをし、何か川俣町のために尽くしたいという、そういう気持ちが我々にも伝わってまいりました。そういう中で数回市長さんがお見えになりまして、私もお会いしましたけれども、なんとか子どもたちを本市に呼んで、そして、子どもたちに楽しいひとときを過ごさせてやりたいという、そういう気持ちがありました。私どもに伝えてまいりました。当時、そういう時点で、私もまだ納得できる状況ではございませんでしたが、その間、4月に入りまして、日進市のほうから職員を派遣しまして、1年間にわたり川俣町の復興のために尽力したいというようなこともありまして、私もよくその辺を考えたわけでありまして。昔から古来、日本の民族というのは、惻隱の情という言葉がございます。相手の非を認め、また、謝ってきた者に対して礼を尽くすという、日本古来の心情がございます。そういう意味で私は、町長さんはじめ、

関係者と協議をした結果、今年度とにかくその礼を受けようということで決定をしたものでございますので、今後、また、来週日進市の関係者が参りますので、議員ご心配の点のないように、また、相談をさせていただくよう考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。遠藤宗弘君。

14番（遠藤宗弘君） ちょっと私の聞き違いかも分からないんですが、このホールボディカウンター購入費の中には、工事費や運搬費まで入っていると言うんですが、それで間違いはないんですか。普通は工事費は工事費で別に取りのとは違うんですかね。購入費として工事費まで取るとなると、これはちょっとおかしい話になりはしませんでしょうか。購入費の中の金を工事費に使うということになれば。その辺をちょっと確認しておきたいと思うんです。

それから、いわゆるがれきの片付け問題ですね、これはやっぱり私も議会の中で再三取り上げた問題ですが、こういうことが起こり得るということ。これはやはり町当局として重大なやっぱり失態だと私は言わざるを得ないんですよ。町民にとにかく黙って見ても、1年間迷惑をかけちゃったわけだから。ほかの市町村では、もうどんどんがれき片付けやっているのに、川俣はできないんです、できないんですといたわけだから、私らの追求に対して。改めて、じゃ、どこにどういうふうにできないのか文書出してみろと言われて、文書を出してみたのを私も見て、そんな条項1項もないでしょうということやと動き出した経過ですよ。あの文書出せと私らのほうで言わなければ、いまだに恐ろしくがれき片付けに入らないでいたかも分からないんですよ。そういうことがなんで起こるのかね。これは町長自身のやっぱり1つは、指導力の問題なんだろうと私は思わざるを得ないんですが、その辺のことについても併せて今後の取り組みやなんかについての対応についてお聞かせ願いたいと思うんです。

議長（新関善三君） 副町長。

副町長（永田嗣昭君） 質問に答弁をいたします。

ホールボディカウンター機器の費用の件でございますけれども、この機器につきましては相当重さ、重量ございまして、ちゃんと見積もりを徴収したのにつきますは、4.5トンほどの重さになります。建物の中で組み立てることになるわけなんです、その荷重に耐えられるための荷重分散ベースを床面に敷く、そういった設置費、工事とはまた別ですね、そういった荷重分散ベースの設置費用、それから、先ほど据付費用と申し上げましたが、据付けに伴います機器の調整試験技術料等ございまして、工事費ではございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。以上で答弁いたします。

議長（新関善三君） 町長。

町長（古川道郎君） 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

この件につきましては、昨年の23年度の予算等でもいろいろ議論していただいて、早急な対応を取るというようなことでできていた経緯がありました。今般、まだ

23年度分について執行されていないということについて、早急に対応することで今、取り組ませているところでございます。理由等について、その原因等についても、ミスめんの、あるいはまた個人の査定の段階とかいろいろございますが、しかし、取り壊してしまったものに出すわけでありますから、それにいかに適合させて、法的に問題なくやることについてやっぱり検討をして早急にやるのが一番だというふうな方針に固めまして、今回、取り組むことにいたしました経過がございますので、この間いろいろと進め方についての検討を加えたことについて、時間がかかってしまったことは否めない事実であります。そんなことのないように今後、しっかりと事業の執行に当たって、法律遵守はもちろんでございますので、そういったこともしながらも、しかし、一番町民の皆さんに早急に対応していくということが、今、災害対策では求められているところではございますので、そのようなことにも十分配慮をして、事業の執行に当たっていく考えでありますので、この不手際等についてはお詫びを申し上げながら、今後そのようなことのないように、更に執行体制の強化に努めていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（新関善三君）　ここでお諮りいたします。

本日の議事日程を延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君）　異議なしと認め、本日の時間を延長することといたします。

村上源吉君。

1番（村上源吉君）　産業廃棄物処理事業の1億7,000万円について、何点か質問させていただきます。

まず、1つは、前回、入札が中止となったその理由。

更に2点目に、来週入札をするということなんですが、その設計図書が適正なものに実際になっているのかどうか。

あと3点目は、工事単価のとりわけなんですが、作業員の賃金は、除染作業に準じたものになっているのか。

4点目には、ファズの設定で、当初はアスベストがないということだったんですが、今回、アスベストが入っているということで、その対策ですね、今現在はバリケードがひっくり返ったりまったりしてるんですが、そのアスベストの飛散防止はする必要はないのかどうか、この4点に対してお伺いします。

議長（新関善三君）　町民税務課長。

町民税務課長（高橋良之君）　村上議員のご質問に答弁を申し上げます。

入札の関係でのご質問でございましたが、来週18日ですね、まずは22件の解体について入札を執行する予定といたしておりますが、ただいまご質問の中にございましたように、これが一旦中止をした経過がございました。その理由についてのお質しであります。前回の中止になった手続きについて申し上げますが、指名通知をお出しをし、業者さん各社に指名通知をお出しをし、設計書をご覧いただいたところでございますけれども、その中で内容について指摘がありましたものです。

から、それらを総合的に見直すために一旦中止ということとさせていただきます。

2点目の、ではその今回の入札についての設計書の適正についてはどうかというお質してございますが、これは今、申し上げたことに関連いたしまして見直しをいたしておりますので、適正なものであるというふうに考えております。

次に、賃金についてのお質してございますが、これについては、ただいまここに設計書を持ち合わせてはおりませんけれども、通常の建設工事の賃金ということで算定をさせていただいているのではないかと思います。

それから、ファンズ中丁店さんのアスベストの関係で、後から分かったのかというご質問（不規則発言あり）現在ですか。建物の今の管理は、もちろんこれは川俣町ではないですね。運喜さんでございますけれども、そちらで管理をされていると思います。川俣町が解体をする。これは運喜さんの申し出に基づいて解体をするのですけれども、なお、その飛散防止については、運喜さんのほうにも確認をいたしたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 除染作業の単価うんぬんですか、そちらのほうは適正だうんぬんということなんですが、実際にはこれからですね、住宅除染が入るわけなんですよ。そうした場合に、住宅の除染より解体のほうが、その辺の単価整合を合わせないと私はどうも解せないんですよ。これから住宅除染が入りますよね。そうした場合に、除染作業よりも解体作業のほうが飛散する確率が高いわけですね。そういったものを考慮してのいろんな防塵対策やいろんなものを考えた場合に、単価のちゃんと設計になっているかどうか。

議長（新関善三君） 町民税務課長。

町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

今回の建物解体は、いわゆる工事の種別ですか、工種で申しますと、イキ・土工、コンクリート工事というふうなことで設計積算となっております。よって、議員お質しの部分とのその整合性については、私も把握をしてないところでございますが、ともかくいわゆるイキ・土工・工事というふうなことでご理解をいただきたいと存じます。

議長（新関善三君） 村上源吉君。

1番（村上源吉君） 川俣はこれから除染するという必要性を持っている町の要するに倒壊しようが何しようが、放射能が付いている、出ますよね、屋根から何から、これから住宅地も除染するというので、倒壊しようがなにしようが、その放射性物質がかなり付着しているものですよ、壁だって何だって、屋根だって。そうした場合に、除染作業がただイキ・土工で良いのか。やはり放射能対策をとった安全管理とか、そういったものが含まれているのかどうかだと思っんですよ。ただ単なるイキ・土工の作業単価を用いて、それは作業員に体の健康管理とかいろんなものの何の規制もなく、それで、川俣で解体する業者の方々が、とても私はやっぱり不

安だと思えますよ。これから川俣町何のために除染するんですか。生活圈、働く人からなにか全部そういうものがかかってくると思うんですよ。そうした場合に、ただ一般土木のイキ・土工です。これから除染作業には、やっぱり除染作業の単価が発生してくるし、その辺の業者の作業員の健康管理も含めた、そういった単価設定されているとか、そういうものがないと、やっぱり発注するほうの意識が違うのかなと、私は思いますが、その辺どうですか。

議長（新関善三君） 町民税務課長。

町民税務課長（高橋良之君） 村上議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のご指摘は、放射性物質の関係と解体というご指摘でございます。今回の産業廃棄物の処理事業につきましては、環境省の国庫補助事業なんですね。災害査定、いわゆる災害復旧に準ずる事業なものですから、災害査定というものを受けております。その中で、そのご指摘の放射性物質うんぬんということについては、これは実はその査定の内容には、設計基準も含めてですね、ないんでございます。ないんです。よって、その部分は、そこまでの設計者やなんかの考えもそうなんですけども、そこまでの費用についてはいたしておらないところでございます。町としても、私どもといたしても、そこまでの考えには至っておらないところであります。

以上であります。

議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

2番（高橋道弘君） いっぱいあるのでよく聞いてくださいね。まず、9ページの財調の繰入金9,800万円とあるんだけど、この説明の際に、課長は残高は11億500万円だと言っていましたね、これをやることによって。ところが3月31日での財調の残高は14億9,700万円だと言ったんですね。そうしますと、11億円に4億7,000万円足すと15億円になるのね。1億円またどこかで増えたんだけど、1か月の間に。なんで1億円まだ財調増えたのかお聞かせを願いたい。さっきの答弁と全く趣旨が違うことを運用しているのではないのかなと、こう私は思うんです。

それから、12ページから財産管理費で集会所のトイレ洋式化工事請負費、財源は、地域支え合い体制づくり補助金ということで、ここでは春日集会所と下田集会所だということを言っているわけですね。それから、ページをめくっていきますと、地区公民館では福沢、小島、飯坂、小綱木をやりますとになってまして、更に、2つだったかあるんですね。トイレの洋式化事業やりますとになっているんですが、この結果、川俣町の町が管理しているコミュニティセンター含めてですよ、洋式化されていない、この事業が終わった後、洋式化されてない集会所はどこどこになるのかお知らせをいただきたいなと、こういうふうに思います。

それから19ページ、ホールボディカウンターなんですけど、同僚議員も質問しましたけど、私は遅れたのは買う気がなかったから遅れただけの話でしょうから、今回は買うことになったんで、これはこれで一歩前進だと思いますが、設置するのは町内の病院だ、それもまあ良いですよ。だけど、じゃ、その運営、どういうふう

にしていくのか、これ固まってないと、またぞろ同僚議員も言ったとおりシンチレーションと同じで、買ってはみたんですけど、体制が整わなくて3月になります、4月になりますという話になりますよね。だから、運営をどうするのか。例えば管理する、設置する病院だって、それに対する人員の配置とかあるわけですよ。じゃ、それは町が持つんですか、病院が持つんですか、そういう費用負担の問題も出てきますし、更に、ホールボディカウンターをできたから受けたらいいよといったときに、有料なんですか、無料なんですか、それから優先順位たるはあるんですか。そして、これ何階に設置するのか分かりませんが、高齢者の方で足腰の弱い方、身体障がい者の方、今までは行けなかったような人がいっぱい来ると思うんですよ、この町の中にできるわけですから。じゃ、そういった人の介護する体制とか何とかというのはどうするんですか。そういう細やかな体制が今すぐできていないと、半年後に来るんだから良いんだということになると、またぞろ同じ轍を踏むので、その辺の考え方、どうなっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、倒壊家屋の解体工事費、私も非常に疑問があるんですけども、要はね1回中止したでしょう。中止して設計が悪かったから中止したわけでしょう、簡単に言えば。今回の見直しはどこの設計屋がしたんですか。通常だめだったら違う設計屋に頼むんですよ、民間だったら。だめだった設計屋にもう1回見直してくださいと言ったって、同じことやるだけです。そうでしょ、普通はだめだったら違う設計屋を選んで、どうですかときちんと見直してくださいというのが普通ですよ、これ。同じ設計屋でやったら同じ轍を踏みますよというのが1つ。これはどうしたんですか。

2つ目、川俣町から出るごみは、原子力災害対策課の説明によればこの前のね、放射性廃棄物を含んだものはすべて指定廃棄物になる、した場合ですよ、平場で。ということになれば、放射能の廃棄物対策としての工事を組むというのは、当たり前のことじゃないですか。そのことは去年の12月からですよ、果樹園の除染の問題、農地の除染の問題で単価は同じくするんでしょということのを再三にわたってここでやっているわけじゃないですか。だから、すべての川俣町は建物にしる、土地にしる、山にしる全部汚染されているから除染を全町やると町長も言っているわけだから。だったら、当然にして除染という考え方を基本において、そして、国が示しているとおり、川俣町は指定廃棄物なんだから、すべて、川俣町から出るごみ。だったら、それをきちんと管理すべきだと私は思うんです。当然、だから解体する前には放射性物質測るんですか、終わった後測るんですか。そのときに8,000ベクレル以上あった場合は、それ以上持ち込めないじゃないですか。そういう管理するんですか。どこにも書かれていないでしょう、今、町が示しているものには。それで、やりなさいというのはおかしな話でしょう、川俣町が。それは発注者としての義務を放棄しているじゃないですか、元々。発注者は、今の特措法に基づいて、すべてのことをきちりやらなくちゃいけないでしょう。汚染されてない三陸だの宮城県の廃棄物のがれき処理の考え方と、放射能に汚染された福島県のがれ

き処理の考え方同じだなどとあほなことをやっていること環境庁のほうがおかしいんだから。そこは川俣町として主張すべきだと思うんだけど、そこはどうなっているんですかということですね。

それから3,900万円、17件解体既に終わった人、早急に払うんだと言うんだけれども、いつ払うのかお聞かせください。

それから、農地除染のところなんだけど、21ページね、この中で再三にわたってシャモ農家の方、私も含めて多くの議員が早く除染やってくれと、風評被害にもなっちゃうしということ言っているわけですよ。ところが担当課長は6ベクレル出たのも知らない話をしていましたよね、さっき。どうやって処分したかも知らない。なんでそういうことになるんだか、私は分からないです。それでいて農地除染しましょうだの、風評被害が何たらだとか、川俣町の農産物は安全だとか、どこから出てくるんですか。皆さんがやらなくちゃいけないことじゃないですか。そして、農家の方は、だからやってくださいと前から言っているわけでしょう、半年も前から。これについて動いていないのは当局ですよ。ずっとこの間。予算がないわけじゃないでしょう、あるんだから何十億円もこれ。今年度38億円もあるんじゃないんですか、農地除染は。シャモ農家の除染なんでできないんですか。正にホールボディの話もシンチレーションの話も、予算取ったってやらないのは当局でしょう。その結果、6ベクレル出た。じゃ、その処理費用は誰負担したんですか。処分したシャモの補償費は誰が払うんですか、これ。明らかにしてください。

それから、同じ21ページでプレミアム商品券というのあるんだけど、これ効果どれほどの検証をしているんですか。今まで発行したプレミアム商品券が、どのくらい実際に換金されていますか。データ取っているんですか、町で。経済的な効果があると思ってこれ毎回提案するんですか。そこを教えてください。今までのプレミアム商品券の効果、どれだけ換金されているのか。タンスに寝ていたら、何の意味もないですよ、これ。タンスに寝ていたら商品券が。ほとんどそうになっているじゃないですか、今。何パーセント換金されていて流通しているんだか、実際にね。お金になっただけでは、スタンプ会が儲かるだけなんですよ。実際の商店は、全然動いていないでしょう、それでは。そこまで検証してプレミアム商品券を提案しているんだと思いますから、検証の結果をお知らせください。

それから23ページ、ここに災害対策でパトロール隊の予算も載っているんですけど、さっき言ったように10何億円もね、10億円は特別交付税で災害対策で使いなさいときているわけだ。それにもかかわらず、エアコン設置工事というのは、どこさ付けるのかなと思ったら、涼しい山木屋のほうに付けるんだべ、これ説明では。このくそ暑いそのパトロール隊の詰所にはですよ、付けないいんでは、あのぼっこれガムテープで外れたようなエアコンを置いて。カーテンも買えない。だから、窓も開けられない話じゃないですか。なんでそういう財政運営になるんですか。上げたらいいじゃないですかきっちりと。全部カーテンやったって100万円もかからないいんでは、あんなところ。エアコン買ったって100万円なんてかからない

じゃないですか。10億円も予算残してて、5億円も財調に積むならやるべきじゃないですか、なんでそういうことになるのかお聞かせください。

それから、次のページで地区公民館のトイレ改修とあるんだけど、ほかのところは全面改修の話になっているのね、さっき言った地域支えのトイレ洋式化の話で。ところが公民館だけは、1個、1個、2個、2個と書いているのね。小綱木公民館は2個やって、飯坂は1個、小島は1個、福沢は1個改修しますと、こういうことなんですよね。これなんでほかの集会所は全部洋式化していくんだけど、公民館だけは和式を残して、洋式化は1個だとかとこうわざわざやるのかなと。これからますます高齢化が進んで足腰の弱い人が多くなって、踏ん張って用を足すということが大変だから洋式化って進んでいるわけですよ。なおかつ洋式化をしてもですよ、私確認これ全部の便所したいんですけど、ウォシュレットになっているんですか。今、洋式化、個人の家だってですよ、洋式化して、ウォシュレットないなんということ入れる方はほとんどいないです。ウォシュレット入れたほうが、高齢者の健康上も良いに決まっていますでしょうこれ。ところが、葉山の森美術館だってですよ、新しく造りましたと言うけど、あれだって洋式化になってますけど、ウォシュレットではないですよ。全く昔もっての洋式ですよ。だから、これウォシュレットになっているんですか、全部対応ね。で、なんでわざわざ公民館だけは全部しないでばらばらにしないでいいのかな。以上、質問いたします。

議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は5時25分再開いたします。  
(午後5時10分)

議長（新関善三君） 再開いたします。(午後5時45分)

議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。  
企画財政課長（菅野浩市郎君） 質問にご答弁申し上げます。

まず、財政調整基金の残高の関係でございますが、まず、24年度3月31日現在ということで14億9,743万7,000円と申し上げます。その後、実質収支の23年度の2分の1の積立てをしまして、当初予算の繰入れ3億7,413万3,000円繰入れ後の金額が12億4,158万8,000円となっております。あとこの第1号の6月補正の繰入金としまして9,891万1,000円を引いた残りの残高が11億5,247万7,000円でございます。

トイレの関係でございますが、企画財政課で管理しておりますのが、13ページの上から2段目の町有施設管理費の中の集会所トイレ洋式化工事請負費157万3,000円でございますが、洋式化につきましては、和式分が春日集会所2基全部洋式化、あと飯坂、下戸も和式3基のうちすべて洋式化でございます。暖房とかウォシュレットにつきましても、対応できるように考えてまいりたいと思います。以上で答弁いたします。

議長（新関善三君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

町で管理している消防屯所がございますが、消防屯所39か所ございます。そのうち水洗トイレになっているのが10か所、そのうちの5か所がウォシュレットを使っているということでございます。

もう1点ですが、山木屋出張所についてのエアコンの質問でございますが、これはパトロールの方が日本間で休憩をしております。これから夏に向けて暑くなるということで、窓が開けられない状態が続いていると。線量の管理もございますので、エアコンがほしいという要望がございますので、これは付けるということでございます。パトロールの事務所ではありますが、エアコンはあるんでありますが、今、仮設というか、これから確認申請が下り次第、また、元の場所に移るということがございますので、それに合わせてエアコンとカーテンについては考えていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（新関善三君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ホールボディカウンターによります検査の運営等につきましての質問でございますが、町が購入設置をしまして、検査の運営につきましては町内の病院にお願いするという方針で今後、協議を進めてまいります。検査料につきまして、町民の皆さんの検査料につきましては、これまで同様無料ということで考えてまいります。なお、設置場所ですが、建物の1階を予定しております。以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 町民税務課長。

町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

産業廃棄物処理事業について、ご質問のあったところでございます。まず、1点目、設計者についてのお質しでございますが、議員お質しのように、設計者を交替というふうな方法も確かに方法としてはあるかと存じます。今回は、結果として交替はいたしておりません。と申しますのは、設計ができておまして、それらを見直すということで、しっかりやるというふうなことでございましたので、交替には至らなかったということでございます。

それから、既に解体の分でその予算についていつまで執行するのかというお質しでございましたが、こちらにつきましては7月半ばまでには支出をしたいというふうに考えております。

次に、廃棄物そのもののいわゆる放射線の計測のお質しであります。今回の解体は、あくまでも通常の解体ということでございまして、事実その設計の中には計測というところまでは積算をしておりますが、お質しのよう放射性廃棄物対処特別措置法、いわゆる特措法ではその8,000ベクレルという話が出てくるわけでございますけれども、こちらにはこれはならないというふうなことで今、考えてはおりますけれども、廃棄物を持ち込む先は、県内の産業廃棄物処分場でございます。こちらのほうで測定をしてというふうな流れになるかと思いますが、そのときに

法律で定める基準が、まだこれに抵触というふうなことになるれば、当然に特措法の対象となりますので、そのようなことで対処してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

議長（新関善三君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（松本康宏君） 質問にお答え申し上げます。

24、25ページ、地区公民館施設維持管理費のトイレ改修工事費でございますが、地区公民館のトイレ改修につきましては、各地区公民館にそれぞれ確認をさせていただいたうえで決定をさせていただいたところでございます。なお、和式についてもその要望はあるということでございます。また、今回のトイレにつきましては、ウォシュレット対応としております。生涯学習課関係施設については、一応は施設といたしましては、和式と両方ということではございますが、両方備えているということではありますが、洋式はすべてに入っているということでございます。和式と洋式と混ざっているということで、全部が洋式化ではございますが、一応は入っているということでございます。なお、各施設とは毎年いろいろな要望を伺いながら整備を行っているところでございますが、今後もこのことも含めまして、その要望を伺いながら対応してまいりたいというふうに考えます。

以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

まずは、シャモ生産の件でございます。シャモ生産状況につきまして、よく把握できなくて申し訳ございませんでした。農業振興公社のセシウム検査につきましては、自社検査ということで、福島県の衛生協会と、それから福島県の緊急時モニタリングの検査の2本立てで体制を取っております。県の5月の検査で検出結果が6ベクレルであったということでありました。

それから、処分につきましては、調査いたしまして、処分状況を調査確認したうえで処分費用について、農業振興公社等と協議してまいりたいと思っております。

それから、シャモ運動場の除染につきましても、関係団体とよく協議をしながら実施してまいりたいと思っております。

続きまして、川俣シルクスタンプのプレミアム商品券のことについてでございますが、23年度の回収状況でございます。発行総額が3,300万円で、プレミアムが10%ございまして、12月から5月までの間で99.67%の回収率でございます。99.67%ということで効果はあったというふうに考えております。

プレミアムは10%ございました。以上です。

議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

2番（高橋道弘君） 再質問しますが、そうすると、財調で言うと1億円増えたということは、決算したならば2億円余ったということだよ、逆に言い方すると。2分の1財調に積むんだから。そうでしょう。さっきの3月の専決補正で5億円積んでいる。また、1億円積んだから6億円積んだわけだ。ということは10億円もらっ

たうちの6割は使わないで貯金に回ったということですよ、簡単に言えば。だから、そういうことでお金がなくて対策が取れないなどという話は成り立たないのではないかと私は思うんです。だから、そこは全然言っていないわけだよ、予算の提案するときだって。単に残高言っているだけで。本気になって計算しないと、1億円増えているなんてだれも思わない。だから、10億円交付税増えて、6億円は貯金しましたという結果になったんです、結果としては。だったら、逆な言い方をすると、23年度の予算はいろいろやりました、70億円増えましたと言ったってですよ、6億円は貯金したんだから。そしたら、平常時に戻って、普通の一般サービスは逆に落ちたということなんだからね、これ。言っている意味分かりますか。そういうふうな認識がありますか、答弁してください。

それからですね、消防屯所だけ39か所あって、10か所水洗化して洋式になって29か所はまだだという答弁なのかなと私は聞いたんですが、それ以外のじゃ消防屯所以外の施設は全部これで洋式化になるんですかということをお聞きしたんですよ、さっき。残るものはないんですか。それで、元々水洗化していくということは町の方針にあったわけですよ。そうでしょう。だから、これで本当に集会所残っていないんですかと聞いているの。だから、そこをちゃんと答弁してください。残っている集会所あるのかないのか。今度この事業というのは1年で終わるのかどうか分かりませんが、たぶんこれは県の支え合い体制づくり補助金ということだから、高齢化社会を踏まえて何かやるということなんでしょうこれ、たぶん。私分からないですよ、補助金の要綱も何も見ていないから。けども、これはずうっと続くんだとすれば、消防、コミセンも含めてですよ、今後これで対応できるのかどうか併せて再質問をさせていただきます。だから、残るか残らないか、まず、町の集会所で。水洗化、洋式化できるところ、なってないところが残るのか残らないのか、まず、1つ。あとこの事業がこれからも継続していくとすれば、消防屯所29か所もこれからずうっとやっていくのかどうか、それを再質問させていただきます。

それから、ホールボディなんだけど、検査料は無料だということで大変よろしいと思うんですが、実際、川俣でホールボディカウンター受けた人は3,400人しかいないわけですよ。だから1万2,000人残っているわけね、簡単に言い方すれば。そうすると1万2,000人の人にできたから、はい、どうぞと言ったら、ものすごく殺到するわけじゃないですか。だから、その辺の優先順位だとか、あるいは学校、幼児の方でこれまで受けた方も要観察だとか、3か月に1回受けてくださいとかと言われている人もいますよね。何人かは私は分かりませんが、私のところにも声は来ています。だから、その辺の運用の考え方も今からきっちりしておかないと、一斉に1万2,000人が募集かけたらバツと来て、優先順位だぞいというだけで行くのか、先着順でやるのか、ちゃんとした計画を作ってやるのか、再答弁をお願いしたいと思います。

それから、倒壊家屋の問題ですが、終わったところなんで7月中旬まで待ってい

なければならぬのか私よく分からないんです。終わってて全部もらっているわけでしょう、書類。だったら、なにも6月だって、今日はまだ13日なんだから、6月中に払えるじゃないですか。だから、なんで7月中旬まで待っているのかお聞きをしたいなというのが1つ。

あとね、設計者なんで替えなかったんだと言ったら、見直しをしていたという話なんだけど、じゃお聞きしますけど、その設計者との契約は、普通ですよ、契約約款によれば、いいですか、いつまでに納期しなさいと書いているはずですよ。納入書、成果物はいつまで納めなさいと。すると、それから遅れたら、逆に起算してですよ、逆に町は金をもらえるんですよ、設計者から。設計者のミスによって所期の目的が達成しない設計図書が来て工事が遅れた、あるいは発注が遅れたとすれば、それは逆に納期分までの間起算して、金もらえるじゃないですか、町は。そういうことをやるんですか、同じ設計者に使っていると言うのであれば。約款に書かれているはずですよ、ちゃんと。そののところでもう1回お願いします。

それからね、今の答弁だと、放射性物質8,000ベクレル以上か以下かというのは、処分場に持ち込んで分かるという話をしましたよね。問題は、8,000ベクレル以上の廃棄物であれば、防護措置をとって対応しなくちゃいけないというふうに特措法で書かれているんじゃないですか、防護措置をとりなさいと。だから、ゼネコンさんは、みんなマスク付けてみたり、帽子かぶってみたり、防護服着てみたりして毎日それを処分してやっているわけでしょう。だから、壊す前に8,000ベクレルあるかないかということが分からなかったら、働く人々の健康被害は食い止められないじゃないですか。だって現に、各地の除染のクルー部隊はですよ、全部事前に放射能を測定したうえで入るわけですよ、除染に。空間線量から何から測って。住んでようが住んでまいが同じ家屋に入るのに、片方は除染だという名前がくっただけで事前に空間線量も何も測ってですよ、除染しましょうと言って、ぼっこすほうの話は、通常のトビ・土工で普通の工事なんだと言って何も測らないでやると、こういう話はおかしいんじゃないですか。だから、8,000ベクレルあるかないか事前に測るべきではないですか、発注者の側が。そして、防護対策をとるべきだとすれば、それも付随をして、当然発注するべきだと私は思うんです。そうでなかったら、おかしい話になりますよ。同じ隣の家今度除染に入っている人は、防護服着てマスクして一生懸命やって、隣ぼっこしている人は普通の格好をしてただヘルメットかぶってバカバカぼっこせば良いんだと。こっちは粉じんぼんぼんまいてですよ、隣ではきちっと水も一滴も流さないようにとやるわけでしょう、除染の場合は。雨樋掃除したって、みんな下で受けなさいと書かれているんだからね、あれ国のマニュアルでは。片方はぼっこすんだから、雨樋に何ベクレルあるのが勝手にぼっこして廃棄物処分場に持っていけば良いという話をするわけでしょう。だから、それは事前に発注者が把握して発注するのが筋ではないかと思うので、その辺も再答弁をお願いをしたい。

それからですね、産業課長ね、シャモの話ね、処理費用は公社と相談するという

んだけど、私聞いたのは、処理費用と820羽殺したんだから、1銭も売れないじゃないですか、その農家は。その補償はどうなるんですかとさっき聞いたの。答弁漏れね。どうするんですか、820羽殺した人。それからついでに言うけど、いいですか、例えば6ベクレルだから、普通の廃棄物なんだよね、確かね、鳥そのものは。なんだけど、畜産物を処理するときには法律ありますよね。その法律にのっとってこれ処理したんですか、ちゃんと。そうでしょう。だって、普通の人やったらですよ、牛死んだって、鶏死んだって適当なところに埋めたらですよ、役場に苦情来たらば、それは産廃処理法違反だとか、ヘイジユウ処理法違反だから撤去しなさいとか言うんじゃないですか、町は。町がかかわっていることをやっているのに、産廃処理法もヘイジユウ処理法も関係ないんですか。そこも答弁してください。

あとなんです、関係団体と除染はこれから協議するんだという、何回も協議しているじゃないですか。私が知る限り先週もやっているはずですよ、そのシャモ産業の皆さんと産業課は。で、農家のほうは一日も早くやってくれろと言っているだけでしょう。やらないのが役場だけなんだと言うの、だから。農家は一日も早くやってくださいと言っているのに、なんで役場ができないんですか。できない結果、そういう6ベクレルであれ、小さい数字であれ、汚染された鳥ができちゃったわけでしょう。だったら一日も早く除染しますというのが当たり前でしょう。これが、また違う農場でも出たらば、違う農場でも出たと言ったらば、川俣シャモがなくなっちゃうじゃないですか。だって、一切出さないと決めているんだから。それは、町も混ざって決めた話なんでしょう、検出限界値であれ何であれ、100ベクレル以下であれ、放射性物質が検出されたものは出さないと決めたのは、町も一緒に入って決めたんでしょう。だったらば、次から次のそういうのが出ていったらば、川俣シャモなくなっちゃうんじゃないですか。それこそ風評被害に入るじゃないですか。だったら、一日も早くこういう事態が生じているんだから、一日も早くやるというのが当たり前じゃないですか。6ベクレルだから構わないんだと言うなら、構いませんよ。それで川俣シャモのブランドが保てるならば。そうではないでしょう。1ベクレル出たって出さないんだというのが町の方針なんでしょう。公社の方針なんでしょう。川俣の方針なんでしょう。だったらば、そこをきっちり早く一日も早くやるべきだと思うので、再答弁をお願いします。

あと商品券発行事業3,300万円出して、99.67%回収したというんだけど、どうやってこれ回収率は計算するんですか。何か券に番号がくっついていて、そのときに出した券は分かるように回収して99.67%回収したということになっているんですか。どういう根拠で99.67%、すばらしい数字だと思いますよ、これが本当だとすれば、私は。どうやってやっているのかということ。

あとね課長ね、これね久しぶりにもらった、川俣町の統計書。これ商業統計というところを見てみなさい。商品券発行事業やってから伸びていますか。川俣町の商業の売上高。ずうっと減りっぱなしですよ。だから、普通買っているもの商品券売ってプレミアムにして、ただ、余計に使っているという話であってですよ、総体的

に売り上げは落ちているんですよ。だから、それで回収率が高いから所期の目的が達成したとは、言えないでしょう。川俣町の商業全体の卸しであれ、小売であれ、まあ商品券は小売業しか扱えないけども、小売業の売り上げが伸びているというなら分かりますよ、このことをやって。伸びていないでしょう、現実にはこの統計書を見れば。そこはどういうふうに分析なさっているのか、お聞きをしたいと思いません。

あとですね、パトロール隊は、移転の際に入れるんだという話なんだけど、エアコンだのね。移転の際に入れるんならば、今から予算取っていなかったらば、移転のときに入れられないよ。いつ移転するのか知りませんが。だから、いつ移転をして、いつ予算を取るのか教えてください。

それから、生涯学習課長かな答弁したのは。全部今度入れるのはウォシュレット対応だというんだけど、前入れたがなウォシュレットでないのは直すんですか。造ったばかりのは、ウォシュレットでないんだよ、葉山の森美術館は。便座だって自動では開かない。家庭にあるものよりも公共施設のほうが質が落ちるということは、今どき考えられないですよ。家庭より一歩先んじてやっていくのが筋じゃないですか。ましてや造ったばかりなんです。造るときからウォシュレットでない、元々。自動便座でもないし。そういうものは直す予定があるんでしょうか。たぶんふるさと交流館もそうなのかなと思うんですけど、分からないですよ、私は使ったことがないから。以上、再質問します。

議長（新関善三君） 企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問の財調の関係でございますけれども、そのサービスの関係でございますが、平常のサービスにつきましては、ほぼ横ばいというか、同じような状況での確保しているというふうには思っております。ただ、これまでもお話しがございましたけれども、いろいろ災害対策等の活用というふうなご意見もございますので、そうした活用については考えていく必要があるのではないかと考えております。

また、契約関係、委託契約関係でございますが、これにつきましては、よく対応につきましては、納品遅れの対応につきましては、今後の中でよく検討してまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

議長（新関善三君） 町民税務課長。

町民税務課長（高橋良之君） 高橋議員のご質問にご答弁申し上げます。

既に解体の部分での支払い7月半ばというふうに私申し上げましたが、これあのそこまで待つという意味ではございませんので、それまでには終わせたいということで申し上げたわけでございます。

次に、設計関係でのいわゆる納期限の関係、いわゆる契約約定におけるペナルティというふうなお質しかと存じますが、これはよく契約書なども精査させていただきたいと思っております。お質のようなことがあればというか、できるというか、ここまでに至るまで検収ということもいたしておるわけでございますけれども、その辺

のプロセスなどについて再度検証してみたいと思います。

次に、解体物のいわゆる放射線の測定をするのかというお質してございますが、これにつきましては、作業のガイドラインと言うか、いわゆる空間線量でもって区分せよというふうになっているようです。したがって、そのガイドライン整理表に基づきまして測定をいたしたいと存じます。以上であります。

議長（新関善三君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

消防屯所39か所のうち、まだ29か所が残っておりますので、計画的に進めていきたいというふうに考えてございます。

パトロールの事務所ではありますが、確認申請がまだ下りておりません。近いうちに下りるとお思いますので、そのときになったときに臨時議会等が近くにある場合に補正を上げていきたいというふうなことを考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（新関善三君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

ホールボディカウンターによる検査の実施・運用に際しましては、お質しいただいたことも踏まえまして、検査の優先順位などの検査実施計画を策定して対応していくことといたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（松本康宏君） お答え申し上げます。

ウォシュレット対応のトイレがない施設の対応ということでございますが、全くウォシュレットのついていない施設につきましては、次年度の同補助があるかどうかにもよりますが、その辺も確認しながら、ない場合は早めに対応をさせていきたいと考えております。以上でお答えといたします。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

シャモの処分ということでございますが、調査確認をいたしまして対処してまいりたいと思っております。

それから、施設の除染につきましては、県の除染対策課とも協議をしております。早急に実施してまいる所存でございます。よろしく願いいたします。

それから、プレミアムの売り上げだということでございますが、プレミアムの回収の件でございますが、商工会のほうでまとめておりますが、商品券に番号、記号をふって売り出して、それから小売店からの商工会に戻ってくるというような方法で回収率を調査しているというところでございます。

それから、統計書の中の売り上げが伸びていないということについて、どうするかということでございますが、いろいろな原因が考えられるかと思っております。プレミアムでどれくらいの効果があるかということをこれから実証していきたいと思っております。

おります。以上でございます。

議長（新関善三君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

トイレの洋式化にかかる補助金の質問でございますが、本事業名の県の地域支え合い体制づくり助成事業の実施につきましては、県に設置された小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金を活用するもので、具体的には高齢者のサロンや高齢者各種団体等の活動拠点として活用される集会所や公民館等についてのトイレの洋式化が対象となるものでございまして、今後、県の基金の状況によりましますので、残高等を確認をしながら、枠があるのであれば今後そういった形でこの事業を要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（新関善三君） 企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） 集会所の関係で、企画財政課管轄の集会所については、今回洋式化することで終了、完了となります。以上で答弁いたします。

（不規則発言あり）

議長（新関善三君） 総務課長。

総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

総務課のほうで集会所の部落集会所は管理しておりますが、部落のほうにこれはお願いしてございますので、これはまだやっておりません。産業課のほうの集会所、総務課のほうは部落集会所としては、ちょっとお待ちくださいね。約40か所になります。部落集会所としては40か所になります。以上です。

議長（新関善三君） ちょっと時間ください。

議長（新関善三君） 暫時休議します。

（午後6時20分）

議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後6時38分）

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

産業課管轄の集会施設は5か所ありますが、その中で洋式になっていないものにつきましては、飯坂改善センターでございます。以上でございます。

議長（新関善三君） 高橋道弘君。

2番（高橋道弘君） あのお聞きしたのは、結局地域支え合い体制づくり事業補助金で、いつできたのか分からない制度ですけども、多くの地域でこの洋式化してもらいたいという声はずっと高いわけですよ。ですから、こういった事業があるのであれば、計画的にやはり進めるべきではないですかと。だから、今年は思いついたように補正で出てきたけど、そうではなくて、残っているのは41か所なんだべ、産業課は1か所しかできていないと。あとはみんな洋式化になったと言うんだから、何年続くか分からないけど、この制度があるうちにいっぱいどんどん申請して、どん

どん洋式化をしたら良いんじゃないんですかということをお願いだけなんです。だから、どこ洋式化になってなかったら、計画も作られないでしょう、皆さん。それを言いたいんです。

それから、あとさつき町民税務課長は検討しますと言ったんだけど、企画財政課長はなんだか運用するかしないか考えてみるみたいなこと言っているんだけど、工事請負契約約款の委託契約約款というのは、決まるとおりやるんじゃないんですか。だから、今回の解体の設計書というのは、いつまで納品したことになっているのか。たぶん23年度中でないですか。23年度中だと思っただけですよ、23年度予算なんだから。全部24年度なの。そうすると、それが遅れたのか、遅れてないのか。遅れていれば、違約金の計算として、ちゃんと皆載っているじゃないですか。工事だって設計書だって。ただ、そのとおり運用するのが当たり前でしょう、請負約款なんだから。これ適用するかしないか考えるんだなどという契約書はないじゃないですか。世の中に。という声もありますが、私は守るべきだと思うので、それができないとすれば、検収して良いですよと言ってしまった町当局の執務体制に問題があるんです。そうでしょう、検収して良いと言ったら、納めたほうはそれでOKもらったんだから。そうでしょう。検収して良いと言ったほうが負けに決まっているんですよ、これ。だから、本当は、検査が入るわけですよ、そこに。納品検査というのが入るわけじゃないですか。納品検査できる体制があるんですかということですよ、簡単に言えば、川俣町の今の設計イキ業務では。ハードをやっている産業課だとか、建設課はあるかもしれませんが、教育委員会にしろ、どこの課にしろ、そういう検査体制というのは、どういうふうに作っているんですか、今。技術屋がない課は。昔だったら、教育委員会は建設課に協議して検査を受けてもらうとかとやってましたよね。そういうことからいうと、今はどういう検品体制でああいうでたらめな設計図書を受け取って発注して、中止をするようなことになるのかと私は言いたい。だから、検品体制どうなっているのか、それちゃんと運用するかしないのか、もう1回答弁してください。ちゃんと運用しないと、なんぼでもこういうことは何回も繰り返されると思うんですよ。

あと産業課長ね、現地を調査してと言うんだけど、そんなことを言ったって、ヘイジウ処理法か産業廃棄物処理法かどっちかしかないんだというの、法律重ねたとき。だから、そのときに私も現地は見てきましたよ、行って。誰が見たって土の中に埋めただけなんだから、単純に。一方で放射性物質は危ないから除染しなければならぬんだ、仮置き場を造らなければならぬんだと言っておいて、片方では不法投棄というか、これ原子力災害対策課で配っているんですよ、除染の環境省で作っているやつかな、これ。これを見れば、何人たりとも勝手に埋めてはいけないとか、処分してはいけないと書かれていますよね、放棄してはいけないと、書かれていますよね。そういうことを町が関与しているところがやっていて、ちゃんとやりましょうと言ったって、これはねまずいと思うんですよ。これから宅地除染だなんだと入ってきたときに、家のわきにあるシャモ820羽なんじょすんだべという

議論になったときですよ、どういうふうに答弁なされるんですか。対応なされるんですか。だから、知らないでは済まないんですよ、担当課というのは。知らなかったら知るようにするべきでしょう。そして、公表6ペクレル出ていたと言うのは公表されているんだよ、現に。別に私が調査をしなくたって、6ペクレル出たというの、公表になっているの。だから、どう処理をしたのかなと私は調査をしてきただけの話なんです。だから、そういうことからいうと、どういう処分の仕方をするのが適正なのか、産業課として指導する立場にあるわけでしょう。本当は。一方、町民税務課のほうだって、そういう立場に立つわけですよ。産廃処理法違反ならば産廃処理法違反でしょう。ヘイジウ処理法違反だったら永住処理法違反で産業課の話になるわけでしょうに。そこに家畜保健所がどうかかわっていたんですかという問題があるわけですよ、それは。だから、大きな問題になる前にきっちりとやらないと、とんでもないことになってしまって、不信感だけが増すわけですよ、私から言わせると。だから、そこは産業課長ね、現地調査をすれば良いという問題ではなくて、きっちりと今の段階でどういうふうな対応で臨むのか、方針がなかったら対応できないですよということなんで、もう1回お考えをお聞きをさせてください。

あとさっきも町長見たけどね、川俣町の商業はですよ、この間ね、卸売業はなんだか知らないけども伸びたんですよ。小売業はドッと落ちているんです。そういったものでプレミアム商品券出して、本当に効果があったんですかということを検証したうえで、この事業を提案しているんですかと私は言いたい。統計書を作るのだから、皆さんが作っているんだから、議会が作っているんでないんだから。本気になって読んだら良いんじゃないですか、皆さん、これせつかく作ってデータあるんだから。そういったものに基づいて政策とか提言とか、政策を作らなくちゃいけないんでしょ。何もただ作って出せと言われてたから、作って出したんだみたいな話になっているわけでしょう、これ。いいですか、平成16年の卸業は25億2,000万円なんだよ。19年は、41億8,000万円に伸びているんだよ。小売業は129億円から125億円に逆に減っているんですよ、4億円も。だから、卸売業なんで伸びたんですか、小売業はなんで減ったんですかと、そういう分析しながらこういう政策を提案すべきじゃないですか。で、同僚議員も質問しているけど、プレミアム商品券くれるならば、現金でくれて、安全、安心な食物を求めている若い保護者がいっぱいいるんだから、お父さん、お母さん、そういう人たちに安全、安心な食物が買えるようにそちの券をくれたほうが、タイムリーだかもしれませんよ。ということですよ。そういうことも含めてちゃんと検証しているんですかと本当にとということです。3回目だから、とにかくね、各課長ね自分の所管のところくらい施設数だとか、数字だとか、自分が何の法律の根拠に基づいて仕事しているかくらいちゃんと把握して答弁に立ってくださいよ。これが分からないから、いつも中断するんじゃないですか。基礎的知識でしょう、自分の所管事務の。そこをちゃんと分かっているなくて答弁なんかしたって、提案したって良い政策なんかで

きっこないじゃないですか。

最後に、町民税務課長ね、測ると言ったんだけど、測って変わるということは、設計が変更になるということだよ、全部ね。すべてのことこれ作業員の賃金だけでなく。だから、変更はあり得るということで入札は執行するんだということの前提でよろしいのかどうか、再度確認をしておきます。

議長（新関善三君） 町民税務課長

町民税務課長（高橋良之君） 高橋議員のご質問にご答弁を申し上げます。

お質しは、災害廃棄物処理事業のいわゆる入札後の変更の有無についてのお質しでございますが、一般的に申し上げて、変更の必要があれば当然、これは変更の対象になるということでご理解を賜りたいと存じます。以上です。

（不規則発言あり）そうなりますと、今度はいわゆる特措法の対象事業ということになると思うんですよね。そうなれば、それはそれで当然また、これは事業の有り様そのものが根底から変わってくる。根拠法から変わってくるというふうなことでありますから、おのずと変更の対象になるというふうに考えます。

以上であります。

議長（新関善三君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

トイレの洋式化の継続についてのお質しでございますけれども、地域支え合い体制づくり助成事業は、県の基金があるうちは事業が継続すると考えておりますので、洋式化未実施の箇所につきまして、今後、計画的に要望してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 企画財政課長。

企画財政課長（菅野浩市郎君） ご質問のまず、検査の体制でございますが、現在は建設課の合議ということでやっていますけれども、今後の中ではこの体制についてもよく検討してまいりたいと考えております。また、先ほどの委託契約の運用の関係、約款の運用の関係でございますが、契約の内容とか瑕疵の関係とかよく確認をしながら対応してまいりたいと考えております。以上で答弁といたします。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

シャモ処分のことについてでございますが、議員は現地に行って見たということでもあります。早急に私どもも現地に出向いて調査、確認してまいりたいと思います。指導等をしていきたいと思っております。

それから、プレミアム商品券ですが、よく農林統計、ちょっと勉強してやれというようなことでございますが、しっかりその辺勉強しましてやりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（新関善三君） 産業課長。

産業課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

処分した補償はどうするのかということなんですが、振興公社等と協議しながら、

また、現地等を確認しながら対処してまいりたいと思います。

議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。直ちに議会運営委員会を開催いたしますので、議長室にお集まりください。  
（午後6時54分）

議長（新関善三君） 再開いたします。  
（午後7時43分）

議長（新関善三君） ここで議会運営委員長から議会運営委員会の結果について、報告願います。石河議会運営委員長、報告。

議会運営委員長（石河 清君） それでは、私の方から議会運営委員会での審議結果について、報告いたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議事日程について協議をいたしました。その結果、所管事務調査についてと、議員の派遣について、発議17号の意見書1件、合わせて3件について本日の議事日程に追加をすることに決定をいたしましたので、議会運営委員会として報告します。

議長（新関善三君） 議事日程の追加についておはかりいたします。

発議1件、その他2件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

したがって、発議1件、その他2件を本日の日程に追加することに決定いたしました。（資料配付）

資料の配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

議長（新関善三君） 追加日程第1，発議第17号「消費税増税をしないことを求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。

議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

高橋道也君。

5番（高橋道也君） 朗読をもって説明に代えさせていただきます。

消費税増税をしないことを求める意見書

原発事故から1年3か月が経つが、放射能被害は一層深刻さを増しており、今なお避難者は16万人を超え、6万人余は福島県を離れて避難している。

ふるさとを奪われ、職場や仕事を奪われ、地域社会のきずなを断ち切られ、家族さえもばらばらにされている。

また、長期化する不況下で発生した東日本大震災・原発事故は、全国的に大きな影響を与えているが、特に、被災者と被災地を特別困難な状況に陥れている。

消費税は、もともと低所得者に負担が重い逆進性の強い税金で、この時期に消費税増税を行えば国民の生活を直撃し、更なる景気低迷という悪循環をもたらすことになる。

特に、生活再建や家財道具購入、家の修繕等が必要な被災者には最も厳しい税金であるとともに、町民の暮らしに大打撃を与えることになる。そして、消費税法では被災者や被災地への減免措置は制度上不可能となっている。

もともと消費税は、「高齢化社会を支えるため」「福祉の財源にする」という理由で導入されたが、年金保険料の大幅な値上げ、支給年齢の引き上げ、医療費の負担増など、その後の経過を見れば明らかなように社会保障は年々悪化する一方である。

また、財政再建という点でも、国と地方の債務残高は900兆円を超えるところまで悪化し、消費税が国家財政に貢献しないことは明らかである。「税・社会保障の一体改革」案は、増税と社会保障の改悪を一体に推し進めるもので、見過ごすわけにはいかない。

よって、国においては、町民の生活、地域の経済に深刻な打撃を与える消費税を増税しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月13日

衆議院議長 横路孝弘 様

参議院議長 平田健二 様

内閣総理大臣 野田佳彦 様

総務大臣 川端達夫 様

財務大臣 安住淳 様

社会保障・税一体改革

担当大臣 岡田克也 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

議長（新関善三君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」という声あり）

議長（新関善三君） 討論なしと認めます。  
これから、発議第17号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（新関善三君） 追加日程第2，所管事務調査について、議会事務局長。  
議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

議長（新関善三君） ただいま議会事務局長が朗読のとおり、総務文教常任委員長、  
産業建設常任委員長、厚生常任委員長から所管事務調査を実施したい旨の通知があ  
りました。

おはかりいたします。

総務文教常任委員長、産業建設常任委員長、厚生常任委員長からの通知のとおり、  
実施することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君） 異議なしと認めます。  
よって、所管事務調査については、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長、  
厚生常任委員長から通知のとおり、実施されるよう、決定いたしました。

議長（新関善三君） 追加日程第3，「議員の派遣について」、局長。

議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

議長（新関善三君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（新関善三君） 異議なしと認めます。  
よって、朗読のとおり、派遣することに決定いたしました。

#### 閉議及び閉会の宣告

議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会期7日間にわたり慎重に審議をいただき、誠にありがとうございました。心か  
ら御礼を申し上げます。

これをもちまして平成24年度第6回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご苦  
労さまでした。 (午後7時54分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

議報告第 3 号 例月出納検査結果報告について

報告第 3 号 寄附採納報告

報告第 4 号 町が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について

報告第 5 号 平成 2 3 年度川俣町繰越明許費の繰越しの報告について（一般会計）

議案第 3 3 号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第 2 号 川俣町税条例の一部を改正する条例）

議案第 3 4 号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第 3 号 川俣町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第 3 5 号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第 4 号 平成 2 3 年度川俣町一般会計補正予算（第 1 0 号））

議案第 3 6 号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第 5 号 平成 2 3 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））

議案第 3 7 号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第 6 号 平成 2 3 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 5 号））

議案第 3 8 号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第 7 号 平成 2 3 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号））

議案第 3 9 号 専決処分の報告及びその承認について

（専決第 8 号 平成 2 3 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号））

議案第 4 0 号 川俣町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第 4 2 号 平成 2 4 年度川俣町一般会計補正予算（第 1 号）

諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

発議第 1 6 号 大飯原発再稼働に反対する決議

発議第 1 7 号 消費税増税をしないことを求める意見書

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新関善三

同 署名議員 黒沢敏雄

同 署名議員 佐藤喜三郎